

## 諸手当可否表

		扶養手当	住居手当	通勤手当	単身赴任手当
定員内職員	指定職俸給表適用者	×	×	○	○
	上記以外	○	○	○	○
再雇用職員		×	×	○	×
特定有期雇用教職員	特定医療技術職員、年俸制でない特定教員(注1)	○	○	○	○
	上記以外	×	×	×	×
有期雇用教職員	医員、医員(研修医)	×	×	○ 注2	×
	上記以外	×	○ 注3	○ 注2	×
時間雇用教職員	法科大学院特別教授/准教授、専門職大学院特別教授/准教授	×	×	×	×
	上記以外	×	×	○	×
外国人教師、外国人研究員		×	×	○	×
役員	常勤	×	×	○	○
	非常勤	×	×	○	×

注1:平成20年達示第8号による改正前の国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則第2条第1号に掲げる特定教員(年俸制でない)をいう。

注2:契約期間が1月以上ある場合に限る。

注3:契約期間が3月以上ある場合に限る。

# 扶養手当

## (1)支給要件について

「(2)扶養親族の範囲について」の親族に該当し、かつ、年額 130 万円以上の恒常的な所得が見込まれない者(本学又は本学以外の事業所において扶養手当等の支給対象となっている場合を除く。)を、主として扶養している場合

※共済組合の被扶養者とは要件等について相違があるので注意すること。

### 【補足説明】

#### ①「年額 130 万円以上」

過去の実績に基づく金額ではなく、事実発生日から向こう1年間における所得見込額をいう。

#### ②「恒常的な所得」

給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得(個人年金を含む。)、農業所得、雇用保険に係る失業手当、育児休業手当金等の継続的に収入のある所得をいい、退職手当、出産手当金、一時所得等の一時的な収入による所得は含めない。

#### ③「所得の算定方法」

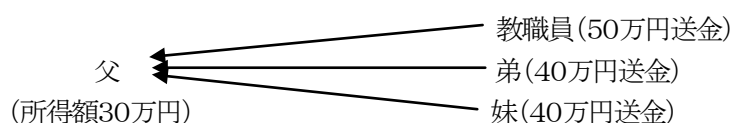
金額の算定は、課税後の所得ではなく、課税前の通勤手当等の諸手当を含めたその者に支給される総収入金額をいう。

ただし、事業所得、不動産所得等で、当該所得を得るために人件費、修理費、管理費等の経費の支出を要するものについては、明らかに当該取得を得るために必要と認められる経費の実額を控除した額による。

#### ④「別居の父、母、祖父、祖母に係る支給要件について」

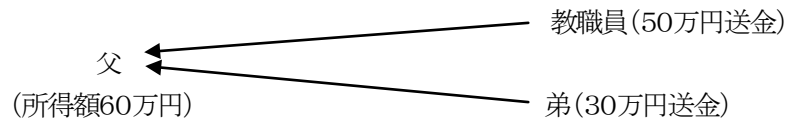
別居している父母等を送金等によって扶養している場合には、教職員の送金額が父母等の所得以下の額であっても、父母等の全収入(父母等の所得及び教職員その他の者の送金による収入の合計)の3分の1以上の額であるときには、父母等を教職員の扶養を受けているものとして取り扱う。ただし、教職員が兄弟姉妹等と共同して父母等を扶養している場合には、教職員の送金額が兄弟姉妹等の送金額のいずれをも上回っているときに限る。

(例1) 教職員と教職員の弟妹が共同して父を扶養している場合(所得額及び送金額は年額を示す。以下同じ。)



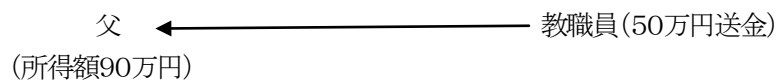
教職員の送金額は50万円であり、父の所得額30万円及び弟妹の送金額40万円のいずれをも上回っているため、父は主として教職員の扶養を受けていると認められる。

(例2) 教職員と教職員の弟が共同して父を扶養している場合



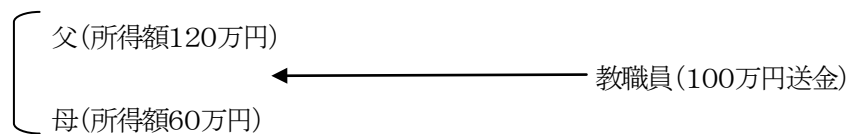
教職員の送金額は50万円であり、父の所得額60万円を上回っていないが、父の全収入140万円(60万円+50万円+30万円)の3分の1以上であり、かつ、弟の送金額30万円を上回っているため、父は主として教職員の扶養を受けていると認められる。

(例3) 教職員が単独で父を扶養している場合



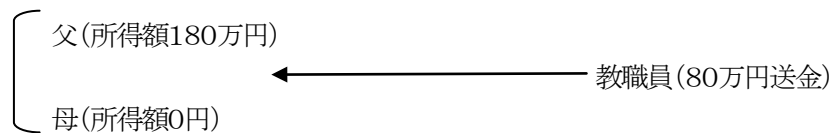
教職員の送金額は50万円であり、父の所得額90万円を上回っていないが、父の全収入140万円(90万円+50万円)の3分の1以上であるため、父は主として教職員の扶養を受けていると認められる。

(例4) 教職員が単独で同一世帯である父母(いずれも所得限度内)を扶養している場合



教職員の送金額は100万円であり、父母の全収入280万円(120万円+60万円+100万円)の3分の1以上であるため、父母ともに主として教職員の扶養を受けていると認められる。(送金額が3分の1未満の場合は、父母ともに認定できない。)

(例5) 教職員が単独で同一世帯である父母(一方のみ所得限度内)を扶養している場合



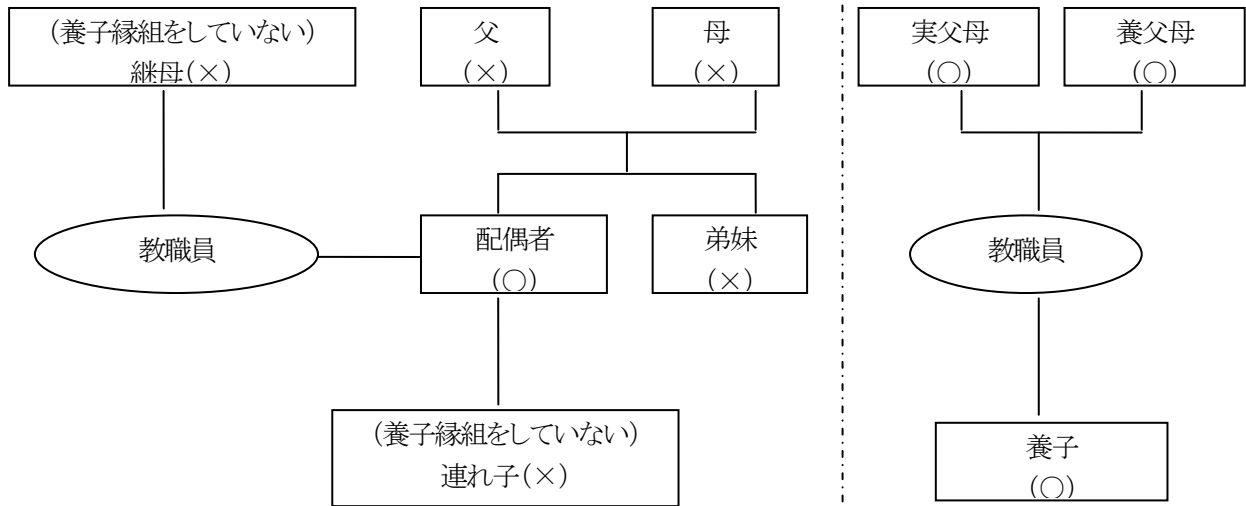
教職員の送金額は80万円であり、父母の全収入260万円(180万円+0円+80万円)の3分の1未満であるため、たとえ母の所得額が0円であっても父母ともに認定できない。(送金額が3分の1以上の場合は、所得限度内の母のみ主として教職員の扶養を受けていると認められる。)

## (2)扶養親族の範囲について

- 配偶者(事実上婚姻関係にある者を含む。)
- 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子・孫・弟妹
- 満60歳以上の父母・祖父母
- 重度心身障害者(終身労務不可能な者をいい、年齢、続柄は関係ない。)

扶養親族の範囲(重度心身障害者を除き、血族又は法定血族に限る。)

(○は可, ×は不可)



## (3)届出が必要な場合について

次に該当するときは届出を要し、事実が生じた日後速やか(※15日以内)に届出すること。ただし、22歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えて扶養親族でなくなった子・孫・弟妹については、届出は要しない。

- 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合(例:採用・出向)
- 新たに扶養親族を有した場合(例:婚姻, 出生, 雇用保険受給終了, 退職)
- 扶養親族を欠いた場合(例:就職, 雇用保険受給開始, 離婚, 死亡)
- 配偶者以外の扶養親族を有している教職員が, 配偶者を欠いた場合(例:離婚, 死亡)
- 配偶者以外の扶養親族を有している教職員が, 扶養親族でない配偶者を有した場合(例:婚姻)

※事実発生日

- 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合
  - 採用・出向…当該発令等年月日
- 新たに扶養親族を有した場合
  - 婚姻, 出生, 育児休業開始, 満60歳以上…当日
  - 雇用保険受給終了, 退職…翌日(3月31日に退職の場合は4月1日が事実発生日となる)
  - 所得限度額(年額130万円)未満…所得限度額以上の所得が見込まれないこととなった日(時給が減額された日, 労働日数・時間数の変更があった初日, 複数の仕事のうち1の仕事を退職した日の翌日等)

- c. 扶養親族を欠いた場合
  - ・就職, 雇用保険受給開始, 離婚, 死亡・・・当日
  - ・育児休業終了・・・翌日
  - ・所得限度額(年額 130 万円)以上・・・所得限度額以上の所得が見込まれることとなった日(年金改定通知の受領日, 時給が増額された日, 労働日数・時間数の変更があった初日, 複数の仕事に就いた日等)
- d. 配偶者以外の扶養親族を有している教職員が, 配偶者を欠いた場合
  - ・離婚, 死亡・・・当日
- e. 配偶者以外の扶養親族を有している教職員が, 扶養親族でない配偶者を有した場合
  - ・婚姻・・・当日

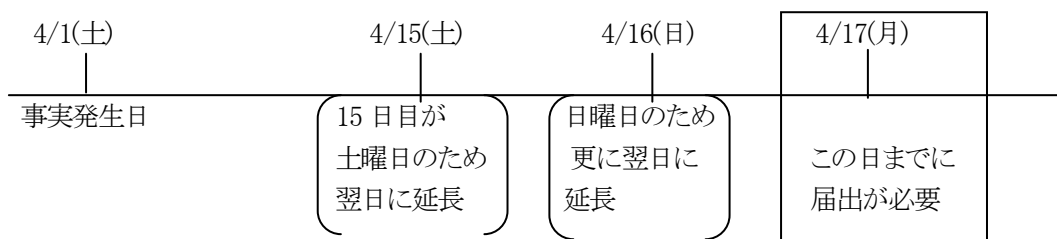
※15日以内の計算方法について

届出に係る15日の計算は, 事実が生じた日の翌日(その事実が午前零時に生じた時はその日)から起算し, 15日目が休日等(日曜日, 土曜日, 国民の祝日に関する法律に規定する休日, 12月29日～翌年1月3日, 創立記念日(6月18日)及び夏季休業日をいう。)に当たるときは, その翌日まで延長される。

- ・事実発生年月日の翌日から起算・・・婚姻, 出生, 離婚, 死亡
- ・事実発生年月日から起算・・・採用・出向, 育児休業開始, 満60歳以上, 雇用保険受給終了, 退職, 所得限度額(年額 130 万円)未満, 就職, 雇用保険受給開始, 育児休業終了, 所得限度額(年額 130 万円)以上

(例)4月1日(土)採用の場合

15日目が土曜日に該当しその翌日に延長されるが, その日も日曜日のため, 17日(月)まで延長される。



#### (4)支給額について

- a. 配偶者……………13,000 円
- b. 配偶者以外……………1人につき 6,500 円(※配偶者のない場合は, そのうち1人について 11,000 円)
- c. 満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日からの満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子……………1人につき 5,000 円を加算(教職員からの届出は要しない。)

## (5) 支給の始期, 終期及び支給額の改定について

(ア) 支給の始期(新たに教職員となった場合又は新たに扶養親族を有した場合)

- ・事実発生年月日から 15 日以内に届出の場合
  - 事実発生年月日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は, 当月)から支給
- ・事実発生年月日から 15 日経過後に届出の場合
  - 届出日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は, 当月)から支給

(イ) 支給の終期(退職した場合又はすべての扶養親族を欠いた場合)

届出日にかかわらず事実発生年月日の属する月(その日が月の初日の場合は, 前月)まで支給

(ウ) 支給額の改定(扶養手当を受けている教職員が更に扶養親族を有した場合又は一部の扶養親族を欠いた場合)

a. 増額改定の場合

- ・事実発生年月日から 15 日以内に届出の場合
  - 事実発生年月日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は, 当月)から改定
- ・事実発生年月日から 15 日経過後に届出の場合
  - 届出日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は, 当月)から改定

b. 上記 a.増額改定の場合以外の場合

届出日にかかわらず事実発生年月日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は, 当月)から改定

c. 扶養親族である子が満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日を迎えた場合

当該4月から改定

## (6) 支給日について

支給月又は改定月の俸給支給日(ただし, 給与計算に間に合わない場合は, 翌月以降の俸給支給日において複数月分を調整のうえ支給)